

警察法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第四条関係） 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 警視庁に、警視總監を助け、庁務を整理する職として副總監一人を、大阪府警察本部に、大阪府警察本部長を助け、大阪府警察本部の事務を整理する職として副本部長一人を置くものとする。</p> <p>第三・第四（略）</p>		<p>別表第一（第四条関係） 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 警視庁には、警視總監を助け、庁務を整理する職として副總監一人を置くものとする。</p> <p>第三・第四（略）</p>	
<p>別表第二（第七条関係） 地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準</p>		<p>別表第二（第七条関係） 地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準</p>	
北海道	一〇、二七四人	北海道	一〇、二四九人
青森県	二、二六五人	青森県	二、二四一人
岩手県	二、〇九六人	岩手県	二、〇九六人
宮城県	三、六三九人	宮城県	三、六二七人
秋田県	一、九二〇人	秋田県	一、九一三人
山形県	一、九五五人	山形県	一、九四八人
福島県	三、二二七人	福島県	三、二〇三人
茨城県	四、七二五人	茨城県	四、六九七人
栃木県	三、三三三人	栃木県	三、三三三人
群馬県	三、三四六人	群馬県	三、三三六人

埼玉県	一、一五九人
東京都	四二、四二六人
千葉県	九、五一四人
神奈川県	一五、〇五七人
新潟県	四、〇六七人
山梨県	一、六四一人
長野県	三、三三四人
静岡県	六、一〇四人
富山県	一、九一〇人
石川県	一、九四二人
福井県	一、七〇〇人
岐阜県	三、四一七人
愛知県	一三、一〇〇人
三重県	二、九八一人
滋賀県	二、一九八人
京都府	六、三五六人
大阪府	二〇、七三八人
兵庫県	一一、五七二人
奈良県	二、四二三人
和歌山県	二、一一〇人
鳥取県	一、二〇〇人
島根県	一、四八六人
岡山県	三、四〇二人
広島県	五、〇〇五人
山口県	三、〇五〇人
徳島県	一、五二二人

埼玉県	一、一三六人
東京都	四二、三九四人
千葉県	九、四九八人
神奈川県	一五、〇四〇人
新潟県	四、〇四五人
山梨県	一、六三四人
長野県	三、三二七人
静岡県	六、〇七九人
富山県	一、九〇三人
石川県	一、九三〇人
福井県	一、六五二人
岐阜県	三、四一〇人
愛知県	一三、〇七七人
三重県	二、九七四人
滋賀県	二、一九一人
京都府	六、三四六人
大阪府	二〇、七七八人
兵庫県	一一、五五九人
奈良県	二、四一六人
和歌山県	二、一〇三人
鳥取県	一、一九三人
島根県	一、四七四人
岡山県	三、三九五
広島県	四、九九五人
山口県	三、〇四〇人
徳島県	一、五〇五人

香川県	一、八二二人
愛媛県	二、三九一人
高知県	一、五七一人
福岡県	一〇、六〇五人
佐賀県	一、六六五人
長崎県	二、九九四人
熊本県	二、九八九人
大分県	二、〇二八人
宮崎県	一、九八〇人
鹿児島県	二、九六六人
沖縄県	二、五六〇人

香川県	一、八〇五人
愛媛県	二、三七五人
高知県	一、五六四人
福岡県	一〇、五九二人
佐賀県	一、六五三人
長崎県	二、九八七人
熊本県	二、九八二人
大分県	二、〇二一人
宮崎県	一、九七三人
鹿児島県	二、九四七人
沖縄県	二、五五三人